

議案第 4 号

6 月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の 50 分の 1、6 分の 1
及び 3 分の 1 の数について

6 月定時登録に係る選挙人名簿登録者総数の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の
1 の数は次のとおりである。

令和 6 年 6 月 3 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

- | | | |
|---|--------------------|-----------|
| 1 | 選挙人名簿登録者数の 50 分の 1 | 1, 110 人 |
| 2 | 選挙人名簿登録者数の 6 分の 1 | 9, 247 人 |
| 3 | 選挙人名簿登録者数の 3 分の 1 | 18, 493 人 |

【提案理由】

6 月定時登録に係る選挙人名簿の登録に伴い、有権者署名による請求権行使の
必要数を定めておくものです。

1 選挙人名簿登録者数の50分の1

- (1) 条例の制定又は改廃請求（地方自治法第74条第1項）
- (2) 事務の監査請求（地方自治法第75条第1項）
- (3) 合併協議会設置の請求（市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第15項）

2 選挙人名簿登録者数の6分の1

- (1) 合併協議会設置協議の投票の請求（市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項）

3 選挙人名簿登録者数の3分の1

- (1) 議会の解散請求（地方自治法第76条第1項）
- (2) 議員の解職請求（地方自治法第80条第1項）
- (3) 長の解職請求（地方自治法第81条第1項）
- (4) 主要公務員の解職請求（地方自治法第86条第1項）
（副市長、選挙管理委員会の委員、監査委員）
- (5) 教育長又は教育委員の解職請求（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項）